

## 日 EU EPA の大枠合意について

ウィークリー・トピックス

2017年7月10日  
国際部 シニアアナリスト  
石野 なつみ

7月6日に発表された、日 EUEPA の大枠合意について解説する。

## 1. 日 EUEPA の大枠合意について

この合意は“大筋”、“大枠”と使い分けがされている点に注意が必要である。

定義は幾分曖昧なところもあるが、大筋合意はほぼすべての分野で合意した状態を意味し、法的精査などの技術的な作業が残っている状態を指す。一方、今回の日 EUEPA で使用された大枠合意は大筋合意より完成度が低い合意を意味し、政府間である特定の分野で決着がつかなくても主要分野で合意が取れた状況を指す。つまり、政治的合意と受け取れる。

今回の大枠合意に際し、【図表1】の写真左から、トウスク大統領（欧州理事会常任議長）は「協定締結は間もない」と発言。安倍首相はこの EPA は現在の世界貿易に重要なメッセージがあると捉えている。さらに、ユンカー欧州委員会委員長は「2019年初めの発効を目指す」とコメントしている。

合意内容は【図表2】に示した通り、EU から日本への輸出品の争点は農産品が中心だった。その中でも話題となったチーズは、現在の関税率は 29.8%だが、大枠合意では、低関税輸入枠を設定し、発効後 15 年間で枠内の関税をゼロにすることになった。

一方の日本から EU への輸出関税は、自動車の 10%関税を発効後 7 年で撤廃、そして、現在 3%から 4%の関税がかかっている自動車部品は 9 割の品目で即時撤廃することになった。

## 2. 欧州からみた日 EU EPA の意味

この EPA 大枠合意の最大の意義は自由貿易の重要性を再認識することにあった。発表された 7 月 6 日は、保護主義を推進しようとしているトランプ米大統領が参加する G20 サミット開催前日という政治的メッセージがあった。

さらに、6 月半ばに開始された Brexit 交渉への思惑も絡んでくる。【図表3】に示した通り、英国企業は、日本と EU が EPA 合意に至ったことで、Brexit 後の英 EU の関税同盟も可能ではないか、との期待の声を上げている。しかし、英国政府は Hard Brexit を邁進している状況である。

【図表1】日EU EPA大枠合意について

大筋合意と大枠合意?

- **大筋**: ほぼ100%合意した状態
  - 法的精査などの技術的作業が残っている状況
- **大枠**: 大筋より完成度が低い合意
  - 決着がない分野があっても、主要分野で決着した状況
  - つまり、**政治的合意**

「協定締結は間もない」  
トウスク大統領「日欧EPAのメッセージは極めて重要」  
安倍首相「2019年初めの発効を目指す」  
ユンカー欧州委員会委員長(出所:各種報道等より住友商事グローバルリサーチ作成、  
写真:内閣広報室)

【図表2】日EU EPA合意内容

## ■ EU→日本

	現行の関税(率)	合意内容
ワイン	15%または125円/リットル	即時撤廃
豚肉	4.3%	段階的に撤廃・削減
パスタ	30円/kg	10年で撤廃
チョコレート	10%	10年で撤廃
チーズ	29.8%	低関税輸入枠の設定 15年で枠内関税をゼロ
革製品	~30%	一定期間後に撤廃

## ■ 日本→EU

	現行の関税(率)	合意内容
自動車	10%	発効後7年で撤廃
自動車部品	3%~4%	9割の品目で関税の即時撤廃
電化製品	14%	多くの品目で即時撤廃 TVは5年で撤廃

(出所:各種報道等より住友商事グローバルリサーチ作成)

また、EU は英国企業が期待しているような英国に有利な関税同盟につながるのではないかと懸念している。ただし、EU は交渉方針について関税同盟の締結を示唆する Soft Brexit は不可能という頑なな態度を崩していない。

さて、その英国だが、日 EUEPA は英国経済にとってはあまり有益なものではない可能性がある。その理由は、前述の通り「2019 年初めの発効を目指す」としているが、その頃には英国は既に EU を離脱している可能性がある。その場合、日本企業は協定のない英国よりも EU を投資先や貿易相手に選ぶ可能性もある。

2016 年には、日本の対英国輸出は対 EU 輸出全体の 20%弱と、大きい割合を占めている。つまり、英国が EU を離脱した場合、現在のままでは日本にとっての EU 市場は縮小することになる。

### 3. 今後のプロセス

最後に、今後のプロセスについて解説する。

【図表 4】の赤いボックスは日本、水色は日本 EU の共同作業、そして、紺色のボックスは EU での作業を表している。まず、一番左の大枠合意が発表された。これから日本と EU はそれぞれ取りまとめを行い、2017 年内に日本と EU の間で最終合意に至る見込みである。その後、日本での国会承認、EU 域内の 38 の議会で批准されると、2019 年初めに協定が発効することになる。

【図表 3】欧州からみた日 EU EPA の意味

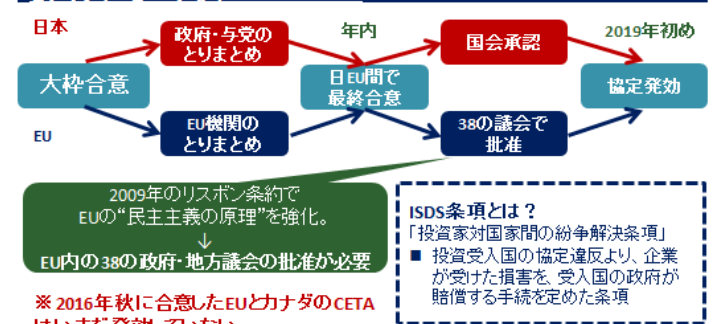
自由貿易の重要性を再認識する上で極めて重要

- トランプ大統領が参加する G20 サミット直前で大枠合意発表
- Brexit 交渉への影響は？



(出所: 各種報道等より住友商事グローバルリサーチ作成)

【図表 4】今後のプロセス



(出所: 各種報道等より住友商事グローバルリサーチ作成)

ここで問題なのが、38 の議会での批准である。EU はリスボン条約で民主主義の原理を強化したため、EU 域内の 38 の中央政府、地方議会の批准が必要である。2016 年秋に合意された EU とカナダの CETA がまだ発効していないのは、この 38 議会の批准に時間がかかっているため、問題は ISDS 条項にあると言われている。

ISDS 条項は別名「投資家対国家間の紛争解決条項」と呼ばれ、もし、投資受入国の協定違反を犯した場合、企業が受けた損害を受入国の政府が賠償する手続きを定めた条項である。これが EPA 協定で問題となっており、実際、現在日本と EU の間でも合意に至っていない。

したがって、EU 側は 2019 年発効を目指すとしているが、現在はまだ大枠合意であり、発効への道筋ができた段階でしかない。

以上